

あなたあての書類の送付場所や平日昼間の連絡先を届け出てください。申立書や答弁書等とともに提出してください（申立書記載の住所を送付場所として希望する場合でも必要です。）。

令和〇年（家・家イ）第〇〇〇〇号（期日通知書の事件番号を書いてください。）

連絡先等の届出書（ 変更）

連絡先等に変更が生じた場合、「変更」の欄にチェックを入れ、必要事項を記入の上、変更後の連絡先を届け出てください。

令和〇年〇月〇日

申立人 / 相手方 / 手続・法定代理人 氏名：〇〇〇〇印

私の連絡先は、次の1、2のとおりです。

1 書類の送付先

- 申立書記載の住所のとおり
- 下記の場所

申立書記載の住所を送付場所として希望する場合はこちらにチェックをしてください。

場所：（〒〇〇〇-〇〇〇〇）東京都〇〇区×××〇丁目〇番〇号

上記の場所は 住所 実家（〇〇方）

就業場所（勤務先名 _____）

その他（あなたとの関係：_____）

- 委任状記載の弁護士事務所の住所のとおり
- （秘匿申立てをしている場合）秘匿事項届出書のとおり

2 電話番号（平日昼間の連絡先）

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 （ 携帯 自宅 勤務先）

委任状記載の弁護士事務所の固定電話番号

（秘匿申立てをしている場合）秘匿事項届

この届出書を、手続の相手等に非開示とする必要があるときは、「非開示希望の申出」欄と、非開示希望の対象となる情報（1または2）の該当欄をチェックしてください。

非開示希望の申出

上記 1（送付先）、 2（電話番号）については、他方当事者等に非開示とすることを希望します。

※ 送付先、電話番号について非開示を希望する場合は、開示によって社会生活を営むのに支障が生じるおそれがあるなどと認められると解し、非開示の希望に関する申出書（書式No. 5）を提出しなくても、他方当事者等に対し、開示しない扱いです。

【注意】 上記の非開示希望の申出によって開示しない扱いとなるのは、この「連絡先の届出書（ 変更）」の書面だけです。別の書面や資料に非開示希望の情報が記載されている場合は、その部分をマスキングして提出するか、個別に非開示の希望に関する申出書（書式No. 5）を提出する必要がありますので、ご注意ください。